

保 護 者 様

京都府立鳥羽高等学校
校 長 小田垣 勉
(定時制)

『出席停止』のお知らせ

学校保健安全法第19条により以下の病気にかかれた場合は、他の生徒への蔓延を防ぐため、『出席停止』となります。出席停止は欠席扱いにはなりません。

再び登校する際には、医師の許可が必要です。学校医または医師の治療を受け、完全に治癒するまで登校しないようにお願いします。

尚、同封の「診断及び治癒証明書」は登校する日に本人が持参し、担任に提出してください。「診断及び治癒証明書」は医師に記入して頂くようお願い申し上げます。

学校において予防すべき感染症の種類

- 第一種 エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト
マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸
器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)
鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって
その血清亜型がH5N1であるものに限る)
- 第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)・百日咳
麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
風疹(三日ばしか)・水痘(みずぼうそう)・咽頭結膜熱・結核
- 第三種 コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症

※新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。

●出席停止の手続きについて

- ・ 医師の診断がでましたら、早急に「病名」「休養を要する期間」を電話等で担任にご連絡ください。
- ・ 医師から登校許可が出ましたら、同封の「診断及び治癒証明書」を提出してください。